

ご来店時にお持ちいただくもの

【1】外国送金依頼書兼告知書

- 外国送金事前ネット受付サービスで作成いただいた「**外国送金依頼書兼告知書**」を印刷し、**お支払口座のお届け印をご捺印のうえ**お持ちください。
- 印刷してお持ちになれない場合は、窓口にて**お申込番号**をお伝えください。窓口にてご用意する「外国送金依頼書兼告知書」にお支払口座のお届け印をご捺印いただきます。

【2】送金先情報やお取引内容の詳細を確認するための資料

- 「マネー・ローンダリング防止」および「テロ資金供与防止」のため、あるいは、「外国為替及び外国貿易法」にもとづく支払規制に該当しないことの確認のため、お取引内容が確認できる書類のご提出をお願いいたします。

＜例＞ インボイス（商業送り状）、契約書、請求書 など

詳細は、当行ホームページ掲載の「外国送金取引を行うお客さまへ（お取引内容の確認資料ご提示のお願い）」および「貿易取引および仲介貿易取引を行うお客さまへ」をご確認ください。

【3】送金代金・諸手数料のお支払いにかかわるもの

- 口座にご資金をご準備の上、以下のものをお持ちください。
 1. 通帳（通帳が発行されていない口座の場合は不要）
 2. お届けのご印鑑
 3. キャッシュカード（個人のお客さまで印鑑レス口座の場合は、必ずご持参ください）
- ✧ **ご持参された現金およびご依頼日の直前に口座に入金した現金**でのご送金はお取り扱いしておりません。
- ✧ **ご来店日の直前に、他行より当行お支払口座へご資金を移動されている場合、そのご資金の原資を確認させていただく場合がございます。ご資金を払出した銀行通帳等をお持ちください。**
- お届けのご印鑑（個人のお客さまの場合は、ご印鑑またはキャッシュカード）をお持ちになれない場合でも、ご捺印済の外国送金依頼書兼告知書でお手続きは可能です。
ただし、外国送金依頼書兼告知書の記載内容等に不備がある場合にはお手続きができませんので、あらかじめご了承ください。

【4】ご本人確認書類（個人のお客さま）

- お取引にあたってのご送金人の意思確認のため、あるいは、ご来店者が正当な権限を有することの確認のため、当行所定の手続きにより、ご送金人やご来店された方のご本人確認書類の提示等をお願いする場合があります。

■ ご本人さま確認の資料

なるべく顔写真つきの確認書類をご用意ください。

＜顔写真つきの書類の例＞

- ・運転免許証
- ・個人番号カード
- ・在留カードまたは、特別永住者証明書（外国籍の方は、必ずご準備ください）

- お客さまのご職業・事業内容が確認できる書類の提示等をお願いする場合があります。

【5】実質的支配者の確認書類（法人のお客さま）

- 当該法人を実質的に所有することが可能となる自然人（これを「実質的支配者」といいます）を含めて本人確認等を行い、確認書類の提示をお願いする場合があります。

マイナンバーのご提出について

外国送金のお取引の際は、個人番号（マイナンバー）または法人番号のお届出が必要となります。お届出がお済みでないお客さまは、お手続きをお願いします。

マイナンバー制度については、以下の URL または二次元コードより、当行のホームページをご確認ください。 https://www.chibabank.co.jp/law_mynumber

